

町営住宅入居申込みのしおり



基山町イメージキャラクター《きやまん》

町営住宅は、住宅に困っている低所得の方に安い家賃で入居していただくために建てられています。

そのため、**町営住宅の申込みには、他の民間住宅とは異なり、公営住宅法、町住宅管理条例などに基づいた収入基準をはじめとするいろいろな制限があり、入居後も様々なきまりを守っていただくことになります。**

お申込みの皆様には、このことを十分ご理解の上、お申込みいただくようお願いします。

基山町役場 定住促進課

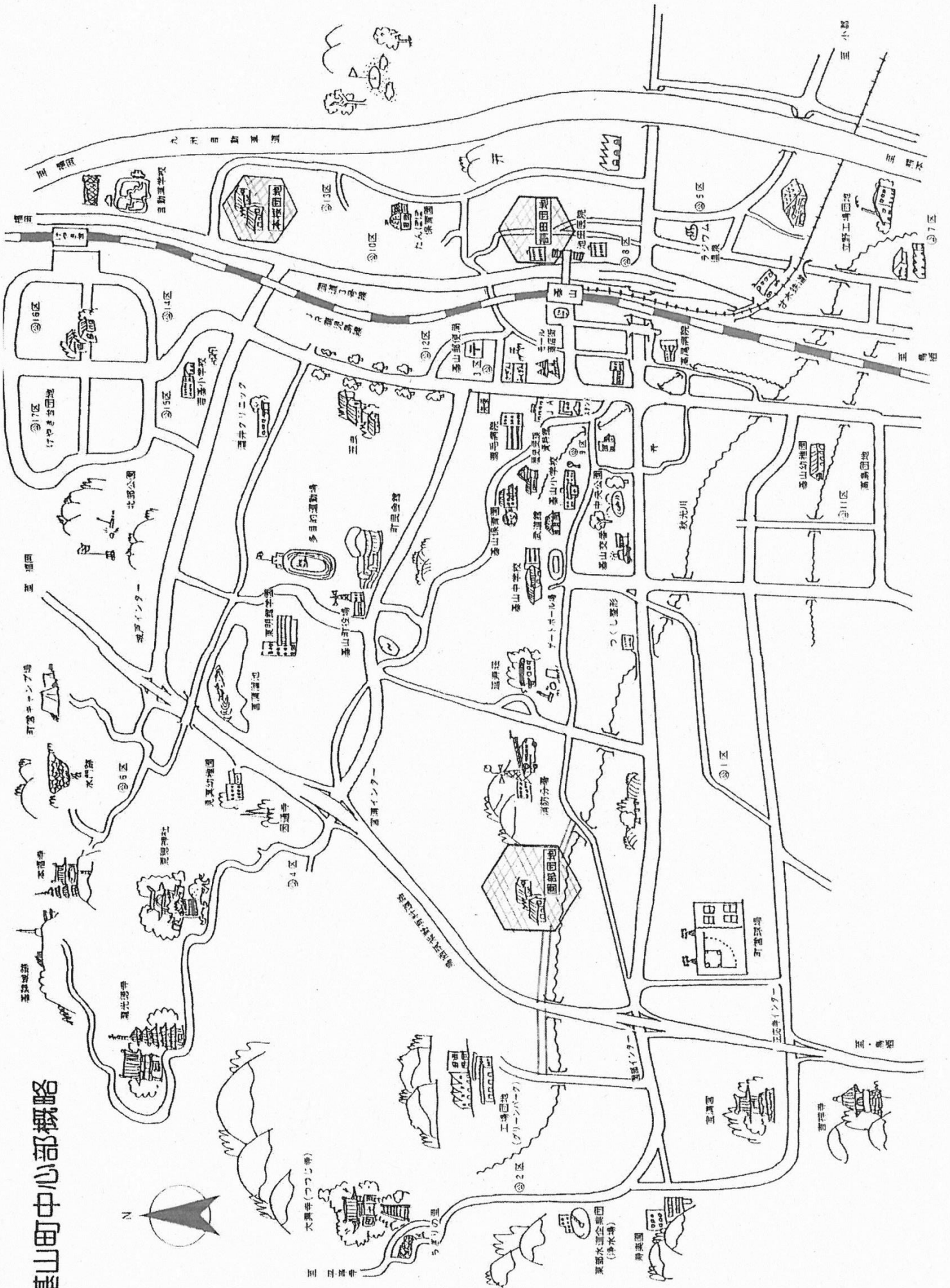
基山町大字宮浦666番地

TEL 92-7920

FAX 92-2084

令和7年12月改定版

基山町中心部概略



1. 申込資格

町営住宅に申込まれる方は、次の（１）～（５）の条件を満たしていなければなりません。

（１）同居又は同居しようとする親族がある方（婚約者含む）

夫婦の別居、父母の別居等、不自然に世帯を分離した申込みや他に扶養すべき人

のいる親族との同居など、特に同居する理由のない親族との申込はできません。

但し、次の各号のいずれかに該当する方は単身で申込むことができます。（身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる方を除きます。）

- ・ 60才以上の方
- ・ 身体障害者手帳（１級から４級まで）の交付を受けた方。精神障害者保健福祉手帳（１級から３級まで）の交付を受けた方。療育手帳（ＡまたはＢ判定）の交付を受けた方。
- ・ 戦傷病者手帳の交付を受けた方で、身体上の障害の程度が恩給法の特別項症から第６項症まで又は第１款症の方
- ・ 原子爆弾の被害者で医療給付について厚生大臣に認定を受けている方
- ・ 生活保護を受けている方
- ・ 海外からの引揚者であることの証明書の交付を受けている方で、５年を経過して

いない方

- ・ ハンセン病療養所入所者等

（２）現に住宅に困っている方（持家がある方、既に公営住宅に入居している方は申込みません）

（３）市町村税、保育料、下水道使用料を滞納していない方

（４）入居予定家族全員が暴力団員ではない方

（５）収入基準に合う方

- ① 一般世帯の場合 月収（所得）が15万8,000円以下であること
- ② 高齢者・障害者等の世帯の場合 月収が21万4,000円以下であること

※ 同居者に小学校就学前のこどもがいる世帯

※平成28年7月1日以降の申込から、町内の在住と勤務要件を不要としました。

入居収入基準の目安（給与所得者の場合）

＊＊ ① 一般世帯の場合 ＊＊

申込者本人以外に収入のある世帯は、合算した金額になります。（単位：円）

	2人家族 （同居親族1人）	3人家族 （同居親族2人）	4人家族 （同居親族3人）	5人家族 （同居親族4人）
収入額	3,511,999円以下	3,995,999円以下	4,467,999円以下	4,939,999円以下
所得額	2,275,600円	<u>2,653,600円</u>	3,031,200円	3,408,800円

たとえば、夫婦と子供1人の場合



$2,653,600円 - (2人 \times 380,000円) = 1,893,600円$ （380,000円は所得控除の基礎控除額）

$1,893,600円 \div 12か月 = 157,800円$ となり、収入基準に合うこととなります。

2. 入居申込みに必要な書類

（連帯保証人ありの場合） ※連帯保証人は1名必要です。

- (1) 町営住宅入居申込書、賃貸借契約書2部、請書2部、確認事項
- (2) 入居者全員の住民票（続柄や戸籍の記載があるもの）、市町村の発行する所得証明書及び滞納がない証明
- (3) 契約者の印鑑証明書
- (4) 連帯保証人の所得証明書、滞納がない証明及び印鑑証明書
- (5) 婚約証明書（入居までに婚姻予定の方のみ）
- (6) 入居する方で、障害者の方は身障者手帳の写、戦傷病者の方は戦傷病者手帳の写、精神薄弱等の精神的障害を有する方にあっては、療育手帳の写又は、障害を有していると判定された証明書の写（該当する場合のみ）
- (7) その他、町が必要と認める書類

（連帯保証人なしの場合） ※家賃保証会社との契約

- (1) 町営住宅入居申込書、賃貸借契約書2部、請書2部、確認事項
- (2) 入居申込書兼保証委託申込書
- (3) 入居者全員の住民票（続柄や戸籍の記載があるもの）、市町村の発行する所得証明書及び滞納がない証明
- (4) 契約者の印鑑証明書、免許証の写し
- (5) 身元引受人届出書、身元引受人の印鑑証明書
- (6) 婚約証明書（入居までに婚姻予定の場合のみ）
- (7) 入居する方で、障害者の方は身障者手帳の写、戦傷病者の方は戦傷病者手帳の写、精神薄弱等の精神的障害を有する方にあっては、療育手帳の写又は、障害を有していると判定された証明書の写し（該当する場合のみ）
- (8) その他、町が必要と認める書類

3. 申込みにあたっての注意事項

- (1) 申込書に不正記載があったときは、申込みを無効とします。
- (2) 申込者及び同居親族の中に家屋の所有者がいると申込できません。
- (3) 連帯保証人は、申込者と同程度以上の収入がある方で、別世帯の方をお願いします。(町長が不適當と認めた場合、連帯保証人を変更していただくことがあります。)
- (4) 申込みから入居までの間に、入居される方及び連帯保証人に税金の滞納が発生した場合には、入居できません。
- (5) 入居の時は、申込書に記載した方全員が同時に入居しなければなりません。
- (6) 申込み後、同居親族の変更は認めません。婚約者が変わった場合も同じです。また、入居の時に単身となった場合には、入居できません。
- (9) 結婚予定もしくは離婚予定の方で申し込まれる方は、手続き完了後、証明書類を提出してからの入居となります。
- (10) 連帯保証人なしで入居する方は、入居までに家賃保証委託料の支払いが必要です。
- (11) 入居予定家族全員が暴力団員ではないことを確認するため、警察へ照会します。

4. 団地の概要

団地名	所在地	建築年度	全体戸数	構造	間取り (タイプ)	家賃月額 (円)
割田 団地	大字小倉550番地1	S46~S48	60	中耐 4F	3 K	10,100~ 16,500
本桜 団地	大字小倉1673番地9 及び1673番地11	S54~H1	120	中耐 4F	3 K 3 LK 3 DK	14,700~ 29,800

- (1) 家賃は、入居後の収入、住宅の立地条件などに応じて毎年度定めます。
- (2) 収入が著しく低い世帯や生計を維持する方が死亡・転出・失業・休職されるなどの理由により一時的に家賃の支払いが困難な世帯につきましては、ご相談ください。
- (3) 敷金は、入居時の家賃の3か月分です。
- (4) 共益費は、団地の共同施設等の経費として、自治会等での徴収となります。
- (5) 昭和57年以前に建設された住宅には、浴槽及び風呂釜はついていませんので入居者負担で設置し、退去の際は撤去してください。
- (6) 退去時には、畳の表替え・壁の塗り替え・ふすまの張替えが必要です。

5. 入居したときは、町営住宅のルールを守りましょう

安全で快適な生活をしていただくためには、入居者一人ひとりが禁止事項等を守る必要があります。主なものは、次のとおりです。

【ゴミ】

- ・燃えるゴミを空き地等で燃やさないでください。ポイ捨てはもちろん禁止。
- ・一般ゴミは町指定の袋で区分し、粗大ゴミは収集シールを貼って、指定された日に出します。(収集されず残ったゴミを町では処分しません。)

【生活排水】…パイプ詰まりは、棟全体へ迷惑を及ぼすことになります。

- ・台所では、油を絶対に流してはいけません。紙などに吸わせてゴミと一緒に出してください。残飯は、生ゴミ用ネット等で受け止めて流れないようにしてください。
- ・トイレでは溶けやすいトイレットペーパーを使用し、新聞紙、タバコの吸殻、衛生用品、紙おむつ等は流してはいけません。
- ・風呂場、洗濯場等では屑取用ネット等を使い、糸屑や髪の毛などできるだけ流れないようにしてください。

【迷惑駐車】

- ・1戸に1台の駐車スペースがあります。**それ以外への駐車はできません。**

【ペット】

- ・ペットは飼えません。ペットを飼った方は、退去していただきます。

【模様替え】

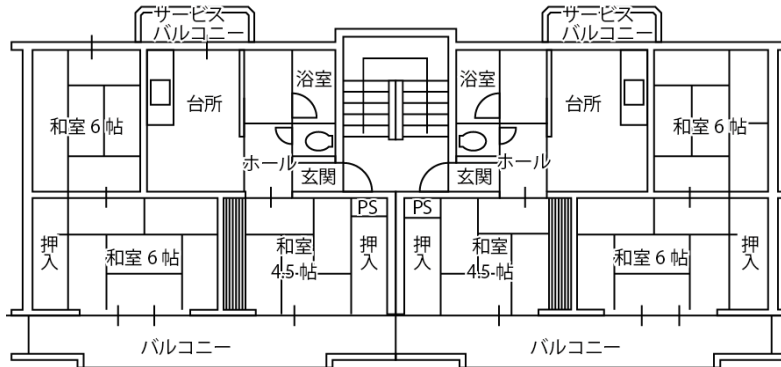
- ・無断で住宅の模様替え・増築・その他敷地内に工作物を設置できません。(要申請)

本桜団地 間取り図

(基山町大字小倉1673番地11 及び 1673番地9)

RC-1 昭和54年(1979年)建設

3K

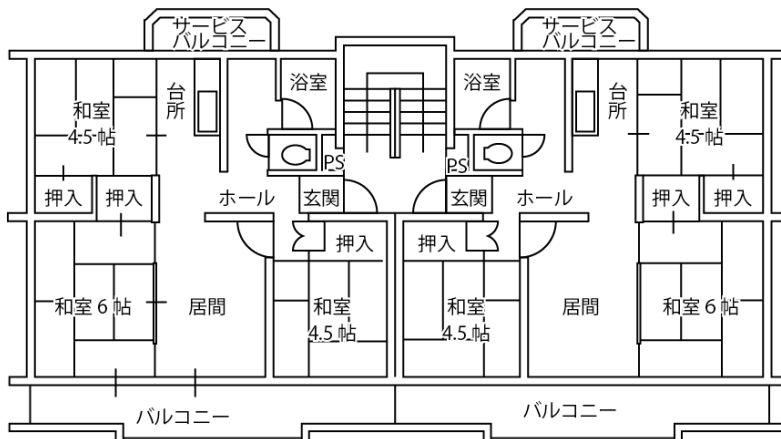


RC-2 昭和55年(1980年)建設

3LK

RC-3 昭和57年(1982年)建設

3LK

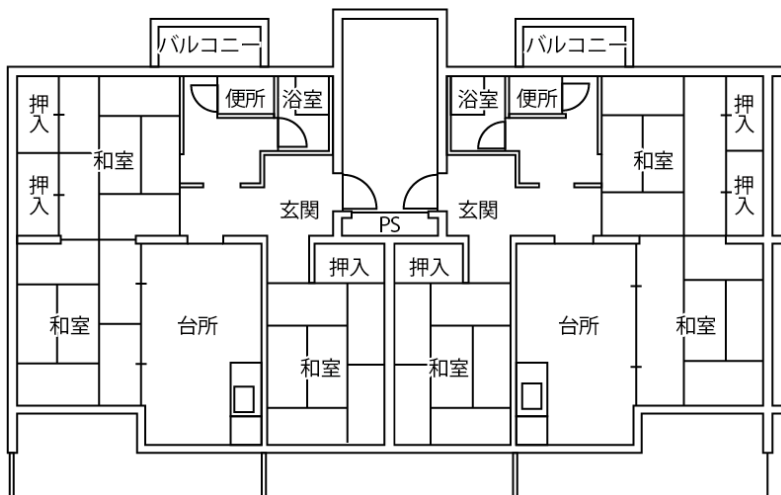


RC-5 昭和59年(1984年)建設

3DK

RC-6 平成元年(1989年)建設

3DK

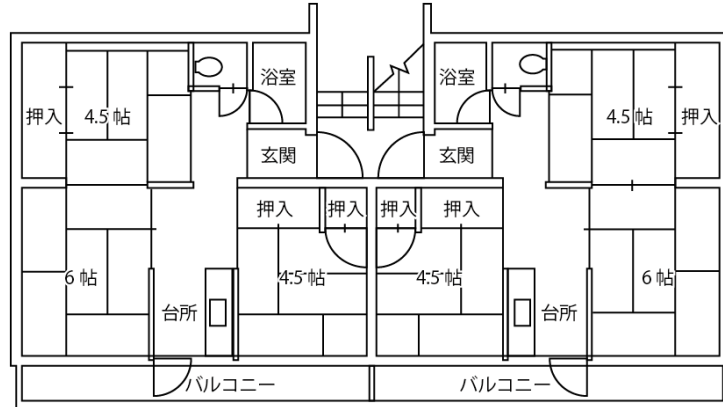


割田団地 間取り図

(基山町大字小倉550番地1)

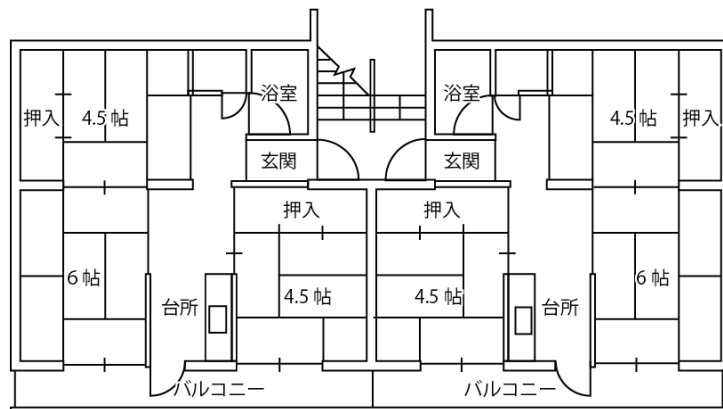
RC-1 昭和46年(1971年)建設

3K



RC-2 昭和47年(1972年)建設

3K



RC-3 昭和48年(1973年)建設

3K

